

◎補足2 措置の基本方針における補足資料

措置の基本方針について、以下のとおり補足する。

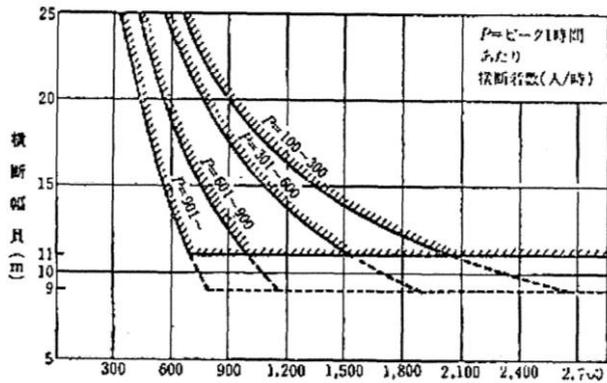
1 措置の基本方針

定期点検の結果、判定区分がⅢ又はⅣとなった横断歩道橋に対する措置(修繕、更新、撤去、監視等)の基本方針は、今後の維持管理費用の縮減の観点から、施設の必要性を再精査し、現状において施設の必要性が低い場合は、関係機関との協議のうえ、撤去することを基本とする。

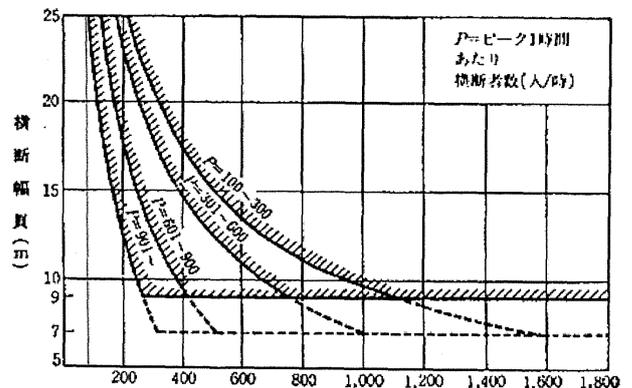
1) 撤去を検討すべき目安

施設の必要性の再精査にあつては「立体横断施設技術基準・同解説(公益社団法人日本道路協会 昭和54年1月)」の立体横断施設の設置基準を参考とする。

具体的には、ピーク1時間あたりの横断者が100人以上、かつ、その時間帯の道路の往復合計交通量と横断幅員が図-1(通学路指定路線の場合は図-2)の斜線で示す範囲にある場合を除き、施設の必要性は低いものと判断する。



(図-1) 1時間あたりの往復合計交通量(台/時)

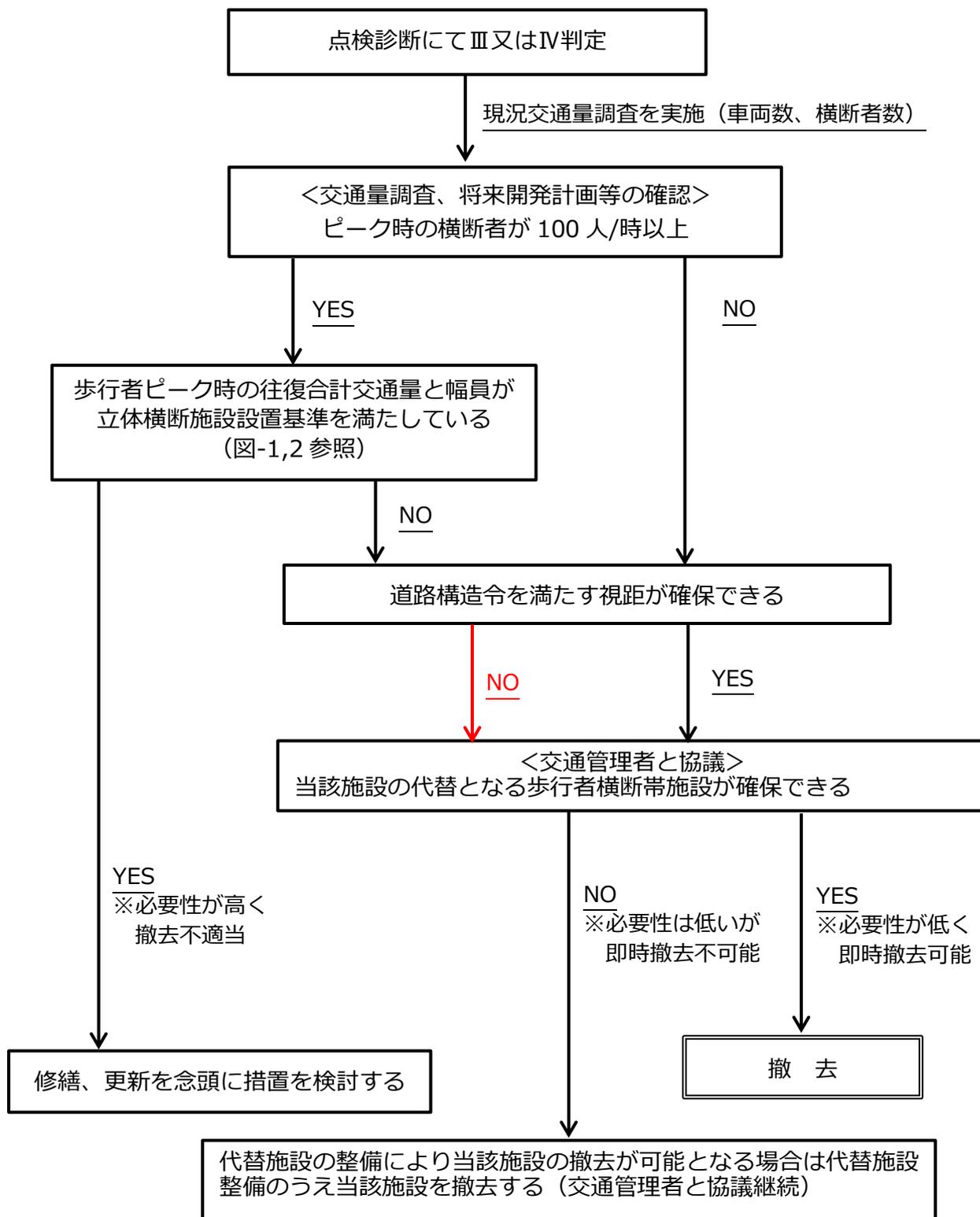


(図-2) 同左(通学路の場合)

2) 措置検討のフロー

措置を要する施設においては、必要性を確認するため交通量調査を行う。現況及び将来交通量等を勘案し、将来にわたり施設の必要性が低い状態にあると判断される場合、かつ、当該施設の代替となる歩行者横断施設及び道路構造令を満たす視距が確保できる場合は撤去することを基本とする。以下に措置検討フローを示す。

【措置検討フロー】



3) 協議体制

地元・関係機関との協議体制の構成メンバーは、県、地元、公安委員会、教育委員会(学校関係者等)、市町村等とし、各方面の考え方や意見を集約し総合的に判断する。

4) 周知

横断歩道橋を撤去する場合は、地元・関係機関にその時期を周知するものとする。

2 鋼部材の塗替えについて

横断歩道橋は、鋼部材の計画的な塗替えにより延命化が見込まれるため、撤去しない施設については適切な時期に全面塗替え又は部分塗替えを実施する。また、当て傷等の局部的な塗替の損傷については、早期に修繕する。

塗替え時期は「山形県橋梁補修ガイドライン(山形県県土整備部)」や「鋼道路橋防食便覧(公益社団法人日本道路協会)」を参考に、適切な時期を選定する。